

重要

平成28年 1月

厚生年金基金解散から企業年金基金（後継）設立に伴う事務連絡

以前からお知らせしておりますとおり、当厚生年金基金は平成28年 3月 1日付で解散し、同日付で全国卸商業団地企業年金基金（仮称）を設立いたします。

このスケジュールに基づき、納付いただく掛金、お支払いする給付金は、以下のとおりとなりますのでご留意ください。

なお、企業年金基金の取扱いについては、ご加入いただく事業所のみが該当いたしますので、ご加入されない事業所につきましては、ご了承ください。

1. 厚生年金基金の取扱い

A. 掛金の納付について

平成28年 2月分まで納付（振替日：平成28年 3月28日）

B. 脱退一時金の支給について

平成28年 2月29日付 退職者まで支給

C. 年金の支給について

平成28年 3月分まで支給（定時支給日：平成28年 4月 1日）

平成28年 6月支給時から（平成28年 4月分から）

1. 企業年金基金未加入事業所の加算年金支給停止
2. 代行部分は国（日本年金機構）が支給

代行部分を国へ戻すことで老齢厚生年金の支給要件が適用されます。

<影響のある人>

- a. 公的年金に25年以上加入していない人
- b. 雇用保険から給付金を受けている人
- c. 在職老齢年金を受けている人
 - ①一部支給を受けている人
 - ②70歳以上の在職老齢年金を受けている人

2. 企業年金基金の取扱い（*加入事業所のみ）

A. 掛金の納付について

平成28年3月分から納付（振替日：平成28年4月27日）

B. 一時金の支給について

平成28年3月1日付 退職者から支給

C. 年金の支給について

平成28年4月分から支給（定時支給日：平成28年6月1日）

【具体例】

(1) 平成28年2月29日 退職者の取扱い

資格喪失届の提出	厚年基金	あり
	DB加入事業所	なし
掛金の負担（H28.2月分）	厚年基金	あり
	DB加入事業所	なし
一時金支給の義務	厚年基金	あり
	DB加入事業所	なし

(2) 平成28年3月1日 退職者の取扱い

資格喪失届（資格喪失通知書）の提出	厚年基金	なし
	DB加入事業所	あり
掛金の負担（H28.3月分）	厚年基金	なし
	DB加入事業所	あり
一時金支給の義務	厚年基金	なし
	DB加入事業所	あり

(3) 平成28年2月29日 新規採用者の扱い

資格取得届（加入者通知書）の提出	厚年基金	あり
	DB加入事業所	なし
掛金の負担（H28.2月分）	厚年基金	あり
	DB加入事業所	なし

(4) 平成28年3月1日 新規採用者の扱い

資格取得届（加入者通知書）の提出	厚年基金	なし
	DB加入事業所	あり
掛金の負担（H28.3月分）	厚年基金	なし
	DB加入事業所	あり